

事務連絡  
令和元年10月15日

各都道府県・指定都市教育委員会  
各都道府県・指定都市  
要保護児童生徒援助費補助金担当課  
高等学校等就学支援金担当課  
高校生等奨学給付金担当課  
高等学校進路指導担当課 御中

文部科学省  
初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム  
高等教育局学生・留学生課  
高等教育局私学部私学助成課

台風19号により被災した児童生徒等への修学支援に係る事務の取扱い  
について

この度、参考資料のとおり、「令和元年台風第19号における被災地域の児童生徒等の就学機会の確保等について（通知）」（令和元年10月14日付け元文科初第896号文部科学省初等中等教育局長等通知）を発出したところです。

当該通知において、児童生徒等に対する修学支援等について御対応をお願いしているところですが、その事務の取扱いに当たり、下記の事項について十分御留意いただくようお願いいたします。また、域内の市区町村教育委員会、所管又は所轄の学校及び学校法人等に対し、本事務連絡の趣旨について御周知いただきますようお願いいたします。

なお、被災した児童生徒等の修学支援に係る事務の取扱い等について、御不明点などございましたら、本件連絡先まで御連絡下さい。

## 記

### 1. 就学援助について

被災により、年度の中途において要保護児童生徒の認定を必要とする者については、速やかに認定し必要な援助を行うよう配慮すること。また、被災により学用品等を消失し当該学用品費等を再度給与することが必要な場合の経費は、要保護児童生徒援助費補助金の補助の対象となること。

上記の要保護児童生徒に対する就学援助に準じ、年度の中途において準要保護児童生徒の認定を必要とする者については、速やかに認定し必要な援助を行うとともに、関連する支援についても適切に御対応いただきたいこと。

※被災した児童生徒への就学援助については、別紙1（Q&A）も御参照下さい。

## 2. 高等学校等就学支援金等及び高校生等奨学給付金について

高等学校等就学支援金等及び高校生等奨学給付金については、被災した高校生等の状況に応じ、申請期間を延長するなど被災者に配慮して柔軟に御対応いただくこと。また、高等学校等就学支援金については、別紙2の「被災した生徒等に関する高等学校等就学支援金に関する取扱い」を踏まえて御対応いただきたいこと。

## 3. 高等学校等修学支援事業費補助金（家計急変世帯への支援）等について

被災により年度の中途において家計が急変した高校生等に対し、授業料減免措置により被災した高校生等に必要な支援を行っていただきたいこと。

この場合、

- ① 公立高等学校等に在学する高校生等については、文部科学省が実施する高等学校等修学支援事業費補助金（家計急変世帯への支援）
- ② 私立高等学校等に在学する高校生等については、同じく私立高等学校等経常費助成費補助金

のそれぞれ対象となり、本年度に申請いただければ国として支援を行うこととなるので、下記連絡先まで御相談願いたいこと。

## 4. 高等教育の修学支援新制度による授業料等減免及び給付型奨学金について

高等教育の修学支援新制度（令和2年4月開始予定）においても、家計が急変し修学が困難となった学生に対して、授業料等の減免及び給付型奨学金の支給による支援があることを、進路指導の場面等を活用して被災した高校生等に周知していただきたいこと。

※具体的な手続等については、下記連絡先まで御相談下さい。

### <本件連絡先>

文部科学省

初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム

就学援助関係 : 03-6734-4671

就学支援金関係 : 03-6734-3578

奨学給付金関係 : 03-6734-3170

家計急変世帯への支援（公立高等学校等）

: 03-6734-3567

高等教育局私学部私学助成課

家計急変世帯への支援（私立高等学校等）

: 03-6734-2547

高等教育局学生・留学生課高等教育修学支援準備室

高等教育の修学支援新制度関係

: 03-6734-3956

令和元年台風第19号により被災した児童生徒への就学援助事務の取扱いに係るQ&A

## 1. 就学援助全般について

### ◆被災した児童生徒の「速やか」で「弾力的な」対応について

【問1】 「令和元年台風第19号における被災地域の児童生徒等の就学機会の確保等について（通知）」（令和元年10月14日付け元文科初第896号文部科学省初等中等教育局長等通知）に、「通常の手続きによることが困難と認められる場合においても、可能な限り速やかに弾力的な対応を行うこと」との記載がありますが、具体的にはどのような対応をすれば良いのでしょうか。

#### 【答】

準要保護者の認定に関して、令和元年台風第19号により、経済的に就学困難な状況となったか否かの判断は、今年度については、年度当初の所得証明書等による「通常の手続き」では確認が困難となるため、例えば、以下のような手段を用いることにより、弾力的かつ速やかに認定することが考えられます。

<例>

- ・被災により死亡したことのわかる書類の確認による認定  
（被災により、主たる家計維持者が死亡したことによる家計急変の場合など）
- ・被災により離職・休職したことがわかる書類の確認による認定  
（被災により、主たる家計維持者が離職・休職せざるを得なくなったことによる家計急変の場合など）
- ・罹災証明書の確認による認定  
（被災により、家屋が全壊、大規模半壊、半壊、流失、床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することが出来ない状態を含む。）したことなどによる家計急変の場合など）
- ・被災により、市町村税の特別措置に基づく市町村民税、固定資産税等の減免を証明する書類の確認による認定 等

また、要保護者は、通常福祉部局により認定されますが、該当すると思われる児童生徒がいる場合には、必要に応じて福祉部局へ情報提供するなどの連携を図り、対応いただくようお願いします。

なお、令和元年台風第19号により、新たに要保護者として認定された者について、要保護児童生徒援助費補助金に計上する場合は、支給人員・支給費目・補助金申請額等を通常分とは別に整理しておいてください。

【問2】 同通知の「弾力的な対応」はいつ頃まで継続すべきなのでしょうか。

#### 【答】

経済的に就学困難な状況かどうかの判断が、通常の手続きにより可能となり次第、従

来の方法に移行することが適切と考えます。

例えば、今年度は【問1】に記載した例のような認定を行い、来年度については、所得証明書等により被災後の家庭の経済状況が確認でき次第、通常の手続きで認定を行うこととなります。

各自治体におかれては、地域の被災状況等を踏まえ、適切に御判断ください。

#### ◆周知について

【問3】被災した児童生徒及びその保護者への就学援助制度等の周知をする際に、気を付けるべきことは何でしょうか。

#### 【答】

新たに就学援助を受けるためには、原則として本人（保護者）の申請が必要になります。市町村教育委員会におかれては、ホームページや広報等での周知に加え、学校等を通じて、被災により就学援助の対象となる要件を明記した案内を改めて配布することなどを通じて、学校や保護者への周知を十分に行うことが必要と考えられます。

また、申請期間についても、罹災証明書の発行状況等を踏まえ、通常の申請期間よりも長めに設定するなど、被災者に十分配慮し、できる限り申請漏れがないよう努めてください。

#### ◆区域外就学について

【問4】被災したことにより、区域外通学をせざるを得なくなった者については、どちらの市町村において就学援助を実施すべきでしょうか。

#### 【答】

就学援助費のうち、学用品費等については、「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」において、市町村がその区域に住所を有する学齢児童生徒の保護者に対して援助を行う場合に、国は補助を行うこととなっています。このため、児童生徒の住所地の市町村が当該援助を行うこととなります。

一方、学校給食費及び医療費については、それぞれ「学校給食法」及び「学校保健安全法」において、必要な経費の援助は学校の設置者が行うこととなります。このため、就学援助事務は学校を設置する市町村が当該援助を行います。

なお、児童生徒の住所地と通学している学校の所在地の市町村が異なる場合には、児童生徒の住所地の市町村から、学校所在地の市町村へ就学援助事務を委託すれば、学校所在地の市町村が学用品費等もあわせて就学援助事務を行うことができます。

以上が、区域外就学の際の制度の基本となりますが、今回の令和元年台風第19号により被災した児童生徒の状況は多様であることが想定されます。したがって、例えば以下のような弾力的な対応をとることも可能です。

<例>

- ・避難等により、児童生徒がその住所地とは異なる市町村に居住しており、当該市町村が設置する学校に通っている場合

⇒児童生徒の実際の居住地（避難先）の市町村にて就学援助を実施

- ・避難等により、児童生徒がその住所地とは異なる市町村に居住しているが、スク

ールバス等により、住所地の市町村が設置する学校に通っている場合  
⇒児童生徒の住所地（避難元）にて就学援助を実施  
※ 上記の例以外の場合などは、児童生徒の実際の居住地及び住所地の市町村で協議した上で、いずれかの市町村において就学援助を実施してください。

いずれにせよ、被災者に十分配慮し、支給漏れが生じないようにご対応をお願いします。

## 2. 要保護児童生徒援助費補助金について

要保護者については、通常、修学旅行費や医療費を除き、生活保護（教育扶助）から給付されますが、何らかの事情で、修学旅行費や医療費以外の費目（学用品など）も就学援助（要保護児童生徒援助費補助金）の対象としている場合には、以下もご参照ください。

### ◆災害救助法と就学援助法（要保護児童生徒援助費補助金）の関係について

【問5】 災害援助法に基づく「学用品」と要保護児童生徒援助費補助金における「学用品費等」の違いを教えてください。

#### 【答】

災害救助法に基づく「学用品」は、「教科書」、「文房具」及び「通学用品」を対象としております。

一方、要保護児童生徒援助費補助金における「学用品費等」では、「学用品費」、「体育実技用具費」、「通学費」、「修学旅行費」、「新入学児童生徒学用品費等」、「通学用品費」、「校外活動費」、「クラブ活動費」、「生徒会費」、「PTA会費」、「卒業アルバム代等」を対象としています。

また、災害救助法に基づく「文房具」及び「通学用品」は、要保護児童生徒援助費補助金における「学用品費」、「通学用品費」、「（ランドセルや制服等を除く）新入学児童生徒学用品費等」に概ね該当します。

なお、令和元年台風第19号以前から、要保護児童生徒援助費補助金の対象となっている者については、災害救助法に基づく「学用品」の給与の限度額（小学校4,400円、中学校4,700円）を超える学用品の喪失がある場合には、要保護児童生徒援助費補助金において再支給を実施することが可能です。

【問6】 被災により、新入学児童生徒以外の者がランドセルや制服を喪失してしまった場合においても、要保護児童生徒援助費補助金の対象になるのでしょうか。

#### 【答】

令和元年台風第19号以前から、要保護児童生徒援助費補助金の対象となっている

者については、今回被災したことにより、「新入学児童生徒学用品費等」やその他の学用品等を喪失したため、再支給することが必要な場合には、要保護児童生徒援助費補助金の補助の対象として差し支えありません。（つまり、通常は、「新入学児童生徒学用品費等」は就学予定者、小学1年生及び中学1年生が支給対象となりますが、今回被災したことによる再支給は、全学年を対象として構いません。）。

なお、学用品費等の再支給を受けた者については、支給人員・支給費目・補助金申請額等を通常分とは別に整理しておいてください。

**【問7】** 令和元年台風第19号以前から、要保護児童生徒援助費補助金の対象となっている者に対して、災害救助法に基づく「学用品」の給与を行った場合、要保護児童生徒援助費補助金の国庫補助上限額はどのようになるのでしょうか。

**【答】**

令和元年台風第19号以前から、要保護児童生徒援助費補助金の対象となっている者に対して、災害救助法に基づく「学用品」の給与を行った場合、要保護児童生徒援助費補助金の再支給に係る学用品費等の国庫補助上限額は、予算単価から災害救助法に基づく「学用品」の給与に要した額を差し引いた額の1/2となります。

**【要保護者に対して再支給を行った場合の国庫補助上限額の考え方】**

<例1> 小学5年生、4月1日付け認定、就学援助の学用品費単価11,520円（年額）、災害による学用品の損失が4,400円以上（災害救助法の上限以上）の場合

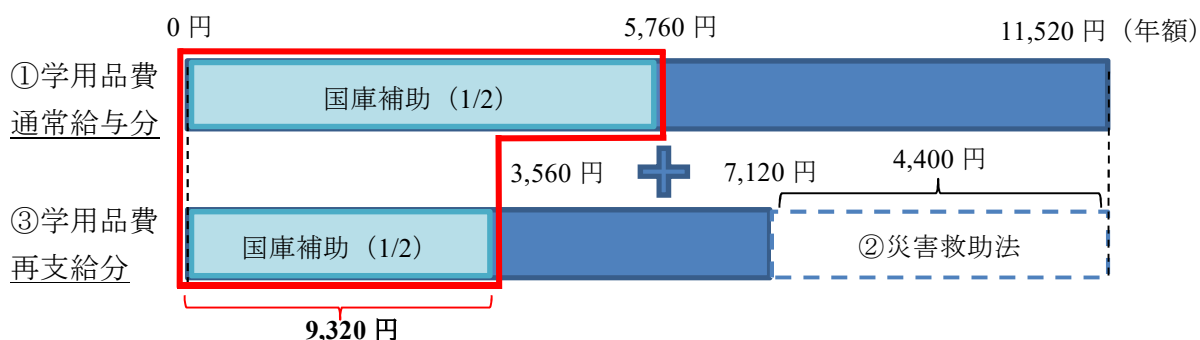
- ① 就学援助による支給（4月1日～翌年3月31日）
  - ・ 「学用品費」 11,520円（年額）
- ② 災害救助法による「学用品」の給与 4,400円（上限）
- ③ 就学援助による再支給
  - ・ 「学用品費」 11,520円（年額）



**【国庫補助上限額】**

$$\begin{cases} \text{① } 11,520 \text{ 円} \times 1/2 = \underline{5,760 \text{ 円}} \\ \text{③ } 11,520 \text{ 円} - \text{② } 4,400 \text{ 円} \times 1/2 = \underline{3,560 \text{ 円}} \\ \Rightarrow 5,760 \text{ 円} + 3,560 \text{ 円} = \underline{9,320 \text{ 円}} \end{cases}$$

※例1のイメージ図（学用品費のみの場合）



ただし、被災により新たに要保護者として認定され、学用品費等の支給を受けた場合は、「再支給」には該当しませんので、通常の要保護者に対する支給と同様に取り扱い

いただいて結構です（つまり、災害救助法に基づく「学用品」の給与に要した額を差し引く必要はありません）。

### 【新たに要保護者となった者に対する支給の国庫補助上限額の考え方】

<例2> 小学5年生、10月1日付け認定、就学援助の学用品費単価 11,520 円（年額）、災害による学用品の損失が 4,400 円以上（災害救助法の上限以上）の場合

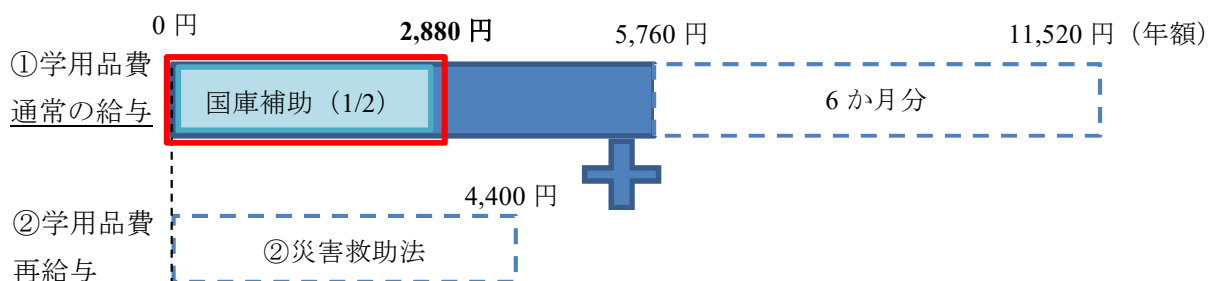
- ① 就学援助による支給
  - ・ 「学用品費」 5,760 円（6 か月分）
- ② 災害救助法による学用品の給与 4,400 円（上限）



### 【国庫補助上限額】

①  $5,760 \text{ 円} \times 1/2 = \underline{\underline{2,880 \text{ 円}}}$

※例2のイメージ図（学用品費のみの場合）



※ 上記<例1><例2>は、あくまで、再支給に係る国庫補助の上限額の考え方であり、実際に補助される金額は、市町村における単価設定や費目設定等の状況により異なります。

また、学用品費以外の費目（「新入学児童生徒学用品費等」や「通学用品費」）を再支給する場合には、「新入学児童生徒学用品費等」には「通学用品費」を含んでいるため、「新入学児童生徒学用品費等」と「通学用品費」を重複して再支給することは出来ませんので、ご注意ください。

なお、要保護児童生徒援助費補助金に計上する際には、被災によって要保護者となった者、及び被災前から要保護者で再支給を受けた者については、支給人員・支給費目・補助金申請額等を通常分とは別に整理しておいてください。

### ◆要保護児童生徒援助費補助金の申請時期等について

【問8】被災によって、新たに要保護児童生徒となった者について、要保護児童生徒援助費補助金に計上するタイミングはいつでしょうか。

【答】

すでに令和元年度要保護児童生徒援助費補助金の事業計画についてはご提出いただいているところですが、被災によって新たに要保護児童生徒となった者が生じた場合

には、変更交付にて対応します。令和元年11月頃に文部科学省より照会する実施状況報告において、増加分を計上してください。

なお、被災によって新たに要保護者となった者については、支給人員・支給費目・補助金申請額等を通常分とは別に整理しておいてください。

ご不明な点等がありましたら、下記担当までお問い合わせください。

(担 当)

○Q & A全般及び学用品費等について

文部科学省初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム就学支援係

電話 03-6734-4671

○学校給食費及び医療費について

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課庶務・助成係

電話 03-6734-2693



## 被災した生徒等に関する高等学校等就学支援金に関する取扱い

### ○ 申請期限に間に合わない場合

被災した生徒等からの就学支援金の申請については、各都道府県で設定する申請期間を延長するなど、柔軟に対応をお願いします。また、就学支援金は原則、申請のあった月からの支給となりますが、申請が遅れる場合についても、以下を参考に柔軟に対応をお願いします。

被災により市町村が課税証明書等（納税通知書、生活保護受給証明書等を含む。）を発行できないなど、保護者等の課税証明書等の取得の遅れによって、申請書の提出期限に間に合わない場合には、申請書のみを先に提出させ、課税証明書等は後に補填することにより対応する（申請日は申請書等の提出日とする）ことが可能です。（事務

処理要領（第6版）34ページ）

また、被災により申請そのものに時間を要し、申請が遅れるような場合には、法6条3項に規定する、「やむを得ない理由」により申請することができなかつた場合として対応することが考えられます。

「やむを得ない理由」により受給資格認定申請を行うことができない場合、申請が可能となつてから15日以内に申請すれば、被災した日に遡及して認定をすることができるため、被災した生徒等の状況に応じた柔軟な対応をお願いします。（事務処理要領（第6版）34ページ）

なお、「やむを得ない理由」に該当すると判断されれば、罹災証明書の提出は必ず必要とされるものではありません。

### ○ 保護者等が亡くなった場合

保護者等の変更について届出が必要となりますが、その際、生徒等の心情への配慮や、個別の事情に応じて、生徒等の意思を確認した上で、学校が生徒等の代わりに作成・提出していただくことは可能です。保護者等の変更の届出により、就学支援金の支給額が増額されるときは、収入状況届出書等の提出があつた日の属する月の翌月分から（提出があつた日が月の初日である場合は当該月分から）支給額が変更されます。（事務処理要領（第6版）38ページ）

### ○ 授業料の徴収における配慮について

原則、就学支援金は受給権者の授業料に係る債権の弁済に充てるものであることや就学支援金制度の趣旨・目的に鑑み、就学支援金の支給より先に授業料を徴収する場合には、対象生徒等の支給額を推定し、あらかじめ就学支援金相当額を差し引いて請

求することが基本です。例外的に就学支援金相当額を差し引かずに、授業料全額分を徴収する必要性が生じる場合であっても、従前よりお伝えしているとおり、授業料を負担することが困難な者に対しては、その徴収を就学支援金が支給されるまでの間、猶予するなど、被災した生徒・保護者等の負担にも十分に配慮するよう各学校に対して周知をお願いします。（事務処理要領（第6版）12～13ページ）

## ○ 生徒等の心情への配慮について

高等学校等就学支援金の申請書において、保護者等の収入の状況欄をチェックボックス方式とするなどと併せて、生徒等のプライバシー等への配慮をお願いしてきたところです。被災した生徒等の申請事務手続においても、生徒等の心情への配慮をお願いします。

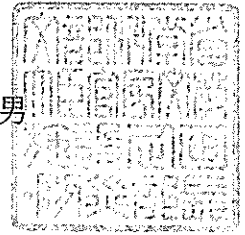
元文科初第 896 号  
令和元年 10 月 14 日



各都道府県教育委員会教育長  
各指定都市教育委員会教育長  
各都道府県知事  
附属学校を置く各国公立大学法人の長  
小中高等学校を設置する学校設置会社を  
所轄する構造改革特別区域法第12条第1項  
の認定を受けた地方公共団体の長

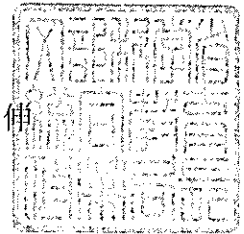
殿

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長  
山崎 雅 男



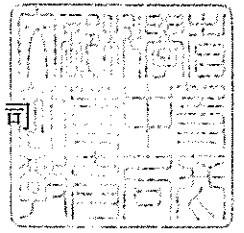
(印影印刷)

文部科学省総合教育政策局長  
浅田 和 伸



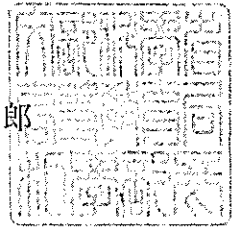
(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局長  
丸山 洋 司



(印影印刷)

文部科学省高等教育局私学部長  
白間 竜一郎



(印影印刷)

令和元年台風第 19 号における被災地域の児童生徒等の就学機会の確保等について（通知）

各都道府県・指定都市教育委員会教育長におかれては、令和元年台風第 19 号に被災した児童生徒等の就学の機会を確保する等の観点から、当該児童生徒等に係る事務の取扱い等に当たり、下記の事項について十分御留意いただくようお願いします。また、所管

の学校及び域内の市町村教育委員会に対し、本通知の趣旨について十分御周知いただくとともに、必要な指導・支援をお願いします。

都道府県知事、附属学校を置く各国公立大学法人の長及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、公立学校における下記の取扱いの趣旨について十分御留意いただくとともに、都道府県知事におかれては所轄の学校法人及び私立学校に対し、附属学校を置く各国公立大学法人の長におかれては附属学校に対し、小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては認可した学校に対し、本通知の趣旨について御周知いただくようお願いいたします。

## 記

### 1. 被災した児童生徒等の公立学校への受入れについて

被災した児童生徒等から域内の公立学校への受入れの希望があった場合には、可能な限り弾力的に取り扱い、速やかに受け入れること。

なお、高等学校等については、収容定員を超えた受入れについても、特段の配慮をすること。また、来年度入学者選抜の実施に当たっても必要な配慮をすること。

### 2. 教科書の取扱いについて

被災した義務教育諸学校の児童生徒が転入学した場合には、通常必要となる教科用図書給与証明書がなくとも、必要な令和元年度使用教科書は無償給与できるとし、転入学前の学校で給与された教科書についても、喪失・損傷している場合には、当該教科書分を併せて無償給与して差し支えないこと。

また、域内に災害救助法適用地域がある都道府県教育委員会においては、喪失・損傷した教科書の再給与にかかる費用について国庫負担がなされるので、知事部局及び教科書・一般書籍供給会社等とも連携し、速やかに対応すること。

### 3. 公立幼稚園、高等学校及び特別支援学校等における入学料等の取扱いについて

公立幼稚園、高等学校及び特別支援学校等において、今回の台風により、児童生徒等の学資を負担している者が災害を受け、授業料（保育料）、入学料（入園料）、受講料、寄宿舎使用料等の納付が困難な者（被災に伴う転入学者等を含む。）に対しては、各地方公共団体における入学料等の免除及び減額に関する制度等も踏まえて、配慮すること。

### 4. 就学援助等について

被災により就学援助等を必要とする児童生徒等に対しては、その認定及び学用品費、学校給食費等の支給について、通常の手続きによることが困難と認められる場合においても、可能な限り速やかに弾力的な対応を行うこと。

## 5. 高校生等への修学支援について

高等学校等就学支援金や高校生等奨学給付金については、被災した高校生等の状況に応じ、申請期間を延長するなど被災者に配慮した柔軟な対応を行うこと。

また、被災により年度の中途において家計が急変した高校生等に対し、①公立高等学校等に在学する高校生等については、文部科学省が実施する高等学校等修学支援事業費補助金（家計急変世帯への支援）、②私立高等学校等に在学する高校生等については、同じく私立高等学校等経常費助成費補助金も活用し、授業料減免措置等の必要な支援を行うこと。

被災により奨学金を必要とする高校生等に対しては、可能な限り速やかに弾力的な対応を行うこと。

更に、卒業年次の高校生等については、日本学生支援機構の奨学金等、大学等への進学に際して利用できる経済的支援についても周知を行うこと。

## 6. 補充のための授業等について

被災した児童生徒が在籍する学校においては、当該児童生徒が授業を十分受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じるような場合には、可能な限り、補充のための授業その他必要な措置を講じるなど配慮すること。

また、公立小学校及び中学校等においても、学校教育法施行規則により、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める場合には、土曜日等の休業日に授業を行うことが認められており、被災地域等において補充のための授業等を行うために土曜日等の休業日を活用することも考えられること。

その際、勤務時間の割振り変更や週休日の振替等を行った上で、補習等のための指導員等派遣事業や教員加配の活用等も含め、教員の業務負担軽減に御配慮いただくこと。

## 7. 課程の修了の認定等について

被災した児童生徒が在籍する学校においては、当該児童生徒の各学年の課程の修了又は卒業の認定等に当たっては、弾力的に対処し、その進級、進学等に不利益が生じないように配慮すること。

なお、被害を受けた地域等の小学校及び中学校等においては、「平成30年度公立小・中学校等における教育課程の編成・実施状況調査の結果及び平成31年度以降の教育課程の編成・実施について」（平成31年3月29日付け30文科初第1797号）においても示したとおり、災害等の不測の事態により学校教育法施行規則等に定める標準授業時数を踏まえて編成した教育課程の授業時数を下回った場合、下回ったことのみをもって学校教育法施行規則に反するものとはされないこと。

また、被害を受けた地域等の高等学校等においても、授業時数の取扱いについて、小学校及び中学校等と同様に御配慮いただくこと。

## 8. 心のケアを含む健康相談等の充実について

被災した児童生徒等を受け入れた学校において臨時健康診断の実施や、心のケアを含む健康相談、スクールカウンセラーの派遣を行うなどして、児童生徒等の心の健康問題に適切に取り組むよう配慮すること。

また、被災地域の学校が再開されたときにも、同様の対応がとられるよう配慮するとともに、被災地域以外の学校においても、児童生徒等の心の健康問題に適切に対応するよう配慮すること。

## 9. 学校給食について

学校給食は被災した児童生徒等が日常の学校生活を取り戻すためにも大切であり、学校給食調理場が被災している場合には、近隣の学校給食調理場からの配食や簡易給食等も含め、地域の実情に応じて広域的な観点からバックアップ方策を検討いただきたいこと。

また、被災した児童生徒等を受け入れている場合及び自校以外の被災した学校に学校給食を提供する場合においては、食物アレルギー等を有する児童生徒等について十分留意の上対応すること。

さらに、被災した児童生徒等の学校給食費について、必要に応じ、猶予措置等の特段の配慮をいただきたいこと。

## 10. 学校を再開する際の留意点について

学校の再開に当たっては、校舎や屋内運動場等の学校施設等における安全性を確認するとともに、がれきや破片等の除去や立ち入り禁止の措置など当面必要となる応急復旧等を行い、児童生徒等の安全に万全を期すこと。

従来为学校施設等ではなく周辺の公共施設等を間借りして授業を再開する場合は、学校再開に当たっての学校施設等の安全性の確保と同様、必要な安全性の確保に努めること。

また、道路の損壊等の危険個所を把握し、必要に応じて通学路の変更を検討すること。視覚や聴覚に障害のある児童生徒等に対する確実な情報伝達等の対応も含め、児童生徒等の安全確保について十分配慮すること。

さらに、学校環境衛生基準（平成21年文部科学省告示第60号）及び学校給食衛生管理基準（平成21年文部科学省告示第64号）に基づき、日常の学校環境衛生管理及び学校給食衛生管理に努めるほか、臨時の衛生検査を行うなど、被災した学校等の適切な衛生状態が確保されるよう配慮すること。その際、特に浸水等の被害のあった地域においては、感染症の発生のおそれがあることから、「学校環境衛生管理マニュアル」（平成30年度改訂版）も参考にして、必要に応じて消毒等の措置を適切に行うこと。

加えて、学校給食を再開するに当たっては、施設設備の洗浄及び消毒の徹底に努めるなど、衛生管理に留意するとともに、調理従事者の健康管理にも留意すること。特に、被害のあった施設、炊き出しへの協力などのため調理従事者以外が使用した施設においては、十分留意すること。

なお、学校教育活動の再開は、地域が日常を取り戻し、災害からの復旧復興への第一歩となることから、その早期再開を目指すため、避難所が開設されている学校では避難所エリアと教育活動エリアを区分するとともにその動線について確認することや、災害廃棄物等が教育活動再開への支障とならないよう調整することなど、学校再開に向けて適切な教育環境が確保できるよう関係部局と調整すること。

#### 11. 学校における避難所運営の協力に関する留意事項について

域内の公立学校が避難所となっている教育委員会におかれては、避難所運営等について防災担当部局等と調整を行うとともに、「大規模災害時の学校における避難所運営の協力に関する留意事項について（通知）」（平成 29 年 1 月 20 日付け 28 文科初第 1353 号）を参照し、所管の学校又は域内の市（指定都市を除く。）町村教育委員会に対して、必要な指導、助言又は援助を行うこと。

#### 12. 高校生の就職支援について

被災した生徒の就職採用選考が近日中に予定されている学校においては、被災した生徒の個別の事情を十分に勘案し、企業等に連絡をとり、選考の日程等について調整するなど生徒に不利益が生じないような対応を行うこと。その際、企業等の対応で不都合が生じた場合には、ハローワーク等に相談するなど必要な対応を行うこと。

#### 《関連 URL 等》

- 平成 30 年度公立小・中学校等における教育課程の編成・実施状況調査の結果及び平成 31 年度以降の教育課程の編成・実施について（平成 31 年 3 月 29 日付け 30 文科初第 1797 号）

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/nc/1415315.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1415315.htm)



- 「学校の危機管理マニュアル作成の手引」の作成について

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kenko/anzen/1401870.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1401870.htm)



○学校環境衛生基準

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kenko/hoken/1353625.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1353625.htm)



○学校給食衛生管理基準の施行について（平成 21 年 4 月 1 日付け 21 文科ス第 6010 号）

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/nc/1283821.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1283821.htm)



○学校環境衛生管理マニュアル 「学校環境衛生基準」の理論と実践 [平成 30 年度改訂版]

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kenko/hoken/1292482.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1292482.htm)



○「大規模災害時の学校における避難所運営の協力に関する留意事項について（通知）」  
（平成 29 年 1 月 20 日付け 28 文科初第 1353 号）

[http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/other/detail/\\_icsFiles/afieldfile/2018/07/30/1407232\\_22.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/other/detail/_icsFiles/afieldfile/2018/07/30/1407232_22.pdf) （※PDF2 頁目以降）



【本件連絡先】

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官（施設防災担当）付防災推進係

（電話）03-6734-2235 （FAX）03-6734-3689

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課企画係

（電話）03-6734-2589 （FAX）03-6734-3731